

地域福祉総合助成金交付事業

社会部 地域福祉課

1 事業化について

平成21年度から、市町村への県単補助事業の統合補助金化を図り、市町村がそれぞれ実情に応じて補助金を有効活用できる仕組みを作るとともに、市町村が新たに要望・提案する事業も取り込める助成制度を創設する。

2 目的

誰もが生きがいをもっていきいきと暮らせる安全で安心な社会づくりの実現に向け、市町村が行う地域福祉の充実に資する福祉事業に対して助成する。

3 実施主体 市町村（中核市については、精神障害者関連事業のみ）

4 負担内容 県単独事業（補助率 1 / 2 以内）

5 予算額 300,000千円（基金繰入金10,000千円、一般財源290,000千円）

6 事業内容

- （1）既存事業を区分1～3に整理統合し、その中から市町村が選択して実施する。
- （2）市町村からの提案事業を助成対象に追加する。（保健福祉事務所長の意見書が必要）
- （3）区分ごとの対象経費の変更が20%以内の場合等、県の承認は不要とする。
- （4）市町村の要望・提案を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

区 分	細 事 業 名	細 事 業 の 内 容
1 安心生活支援事業	宅幼老所等整備事業	宅幼老所の施設整備、耐震改修、 [㊦] 火災通報装置の設置に助成
	緊急宿泊支援事業	介護者等が急病等の緊急時における緊急宿泊を支援
	地域共生型生活ホーム運営事業	障害者自立支援法に該当しない地域共生型生活ホームへの運営助成
	高齢者にやさしい住宅改良促進事業	高齢者の居住環境を改善し自立生活を支援
	障害者にやさしい住宅改良促進事業	障害者の居住環境を改善し自立生活を支援
2 障害者支援事業	通所通園等推進事業	障害児施設への通園経費等に助成
	障害者余暇活動支援事業	旧希望の旅など障害者等にふれあいの場を提供
	心身障害児(者)タイムケア事業	心身障害児(者)に時間単位で介護サービスを提供
	障害児・者施設訪問看護サービス事業	通所施設等に通う障害児(者)に訪問看護サービスを提供
	知的障害者共同生活介護特別加算事業	重症心身障害者等のケアホームの運営費に助成
3 子育て支援事業	社会福祉施設代替職員雇用事業	市町村営の社会福祉施設の産休病休代替職員の確保
	低年齢児保育支援事業	0～1歳児保育事業所の加配職員経費等に助成
	放課後児童健全育成事業	少人数放課後児童クラブの運営費に助成
	認可外保育施設児童処遇向上事業	認可外保育施設の運営費、施設整備に助成
4 市町村提案事業	身近な福祉を充実するため、地域特性に応じて実施する事業で、県と協議の上助成（市町村地域福祉計画における位置付け等を要件とし、元気づくり支援金と棲み分け）	